別表第五号の十一　包括登録に係る無線局の開設届出書の様式(第25条の23第3項関係)

包括登録に係る無線局の開設届出書

年　　月　　日

(何)総合通信局長(注1)殿

ふりがな
届出者(注2)　住　　所
ふ り が な
氏名又は名称　　㊞

電波法第27条の31の規定により、包括して登録を受けている無線局に関して、下記のとおり開設したので、届け出ます。

記

長

1	登録の番号	
2	登録の年月日	
3	登録局を開設した日	
4	運用開始の期日	
5	無線設備の設置場所又は移動範囲	コード[　　]
6	無線設備の常置場所	コード[　　]
7	無線設備の工事設計の内容	
	(1) 識別符号	
	(2) 適合表示無線設備の番号	
	(3) 無線設備の製造番号	
	(4) 空中線の利得	
	(5) 指向方向	
8	開設した無線局数	
9	備考	

辺

短　　辺　　(日本工業規格A列4番)

注1　沖縄の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　届出者欄の記載は、次によること。

(1)　住所については、包括登録人の住所を記載すること。

(2)　氏名又は名称は、包括登録人の氏名又は名称を記載し、氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

(3)　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の電話番号を付記すること。

3　1の欄は、現に包括登録を受けている番号を記載すること。

4　2の欄は、現に包括登録を受けた年月日を「H17.10.12」のように記載すること。
5　3の欄は、当該届出に係る無線局を開設した期日を注4に準じて記載すること。
6　4の欄は、当該届出に係る登録局の運用開始の期日を注4に準じて記載すること。
7　5の欄は、次によること。
(1)　移動しない無線局にあつては当該届出に係る無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇―〇―〇何内」のように記載し、併せて空中線の位置の経度及び緯度をそれぞれ度、分及び秒をもつて「135.30.30」のように記載すること。ただし、施行規則第16条第1号に規定する無線局にあつては「何県何市何町〇―〇―〇何ビル屋上(又は公衆電話ボックス上)」等と記載することとし、空中線の位置の経度及び緯度の記載は要しない。
(2)　移動する無線局にあつては移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。
(3)　都道府県コードを記載したときは、都道府県及び市区町村名の記載は要しない。
8　6の欄は、当該届出に係る無線局が移動するものに限り、その無線設備の常置場所を記載すること。ただし、都道府県コードを記載したときは、都道府県及び市区町村名の記載は要しない。
9　7(1)の欄は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者その他総務大臣が別に告示する者が管理する識別符号及び総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称のいずれかを有する場合に限り記載すること。
10　7(2)の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。
11　7(3)の欄は、無線局の無線設備の製造番号を記載すること。一の無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。
12　7(4)の欄は、移動しない無線局であつて、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り、その無線設備が使用する最大の空中線利得をGis(絶対利得)で記載すること。
13　7(5)の欄は、移動しない無線局に限り、指向性空中線を使用する無線局であつて空中線を回転させないで使用する場合に、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。
14　5から7までの欄に複数の無線局について記載する場合は、無線局ごとに記載すること。
15　8の欄は、当該届出に係る開設した無線局数を記載すること。
16　9の欄は、次によること。
(1)　当該届出に係る連絡先として、法人にあつては、その連絡先の名称並びに担当責任者の氏名及び電話番号その他必要な連絡先を記載すること。
(2)　無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月3

0日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

17　移動しない無線局にあつては、次の資料を添付すること。ただし、当該資料が既に総合通信局に提出された包括登録に係る無線局の開設届出書に添付した資料と同じであるときは、その旨を9の欄に記載して、その添付を省略することができる。

(1)　移動しない無線局を通信の相手方とする無線局

当該届出に係る無線局及びその通信の相手方となる無線局相互間の位置並びにそれらの電波伝搬路及びその距離を記載した回線経路を示す資料。ただし、相互に通信を行う2以上の無線局の届出を同時に行う場合(一の総合通信局の管轄区域内に開設する場合に限る。)は、一の無線局について当該資料を添付し、他の無線局については、9の欄に当該一の無線局に当該資料を添付した旨を記載することにより、当該資料の添付を省略することができる。

(2)　移動する無線局を通信の相手方とする無線局

当該届出に係る無線局における業務区域を記載した地図

18　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。